

<諸注意>

在留資格認定証明書の代理申請を申し込んだ方へ

早稲田大学大学院アジア太平洋研究科
アドミSSIONズ・オフィス

「在留資格認定証明書」（COE）の電子データを受け取ったら、あなたのお名前、生年月日などの記載内容に間違いがないかをよく確認してください。間違いがある場合は至急、当研究科アドミSSIONズ・オフィスに連絡してください。

「留学ビザ」の申請

あなたの居住国の日本大使館または総領事館で、「留学」ビザを申請してください。ビザの申請についての最新の情報は、お近くの日本大使館または領事館にお問い合わせください。

申請に必要な書類：「在留資格認定証明書」（COE）、「入学許可書」、パスポート

日本への入国

「在留資格認定証明書」（COE）の有効期限は、発行日から 3ヶ月です。有効期限内に「留学ビザ」を取得して、日本に入国してください。

日本へ入国する際は空港で、「入学許可書」と共に、スマートフォンなどの画面でこの「在留資格認定証明書」（COE）を入国審査官に提示する必要があります。画面の提示ができない場合は印刷して必ずご持参ください。

「在留カード」

入国の際には「在留カード」が発行されます。「在留カード」は日本に滞在中のあなたの身分を証明する大変重要なものです。常に携帯してください。

来日後は最寄りの市（区）町村の役所の窓口にて住民登録を行ってください。「在留カード」の情報は2026年10月5日（月）まで（または入国日以降 2週間以内）に、入学手続きの手引き # 2に記載された案内にしたがってご提出ください。

尚、諸事情により当研究科へ入学できなくなってしまう場合には、当研究科アドミSSIONズ・オフィスに至急連絡してください。

※個人情報の取り扱いについて

この度入国管理局から発行された「在留資格認定証明書」（COE）のデータは、留学生在留資格管理の観点から複写を大学で厳重に保管するよう、入国管理局から指導されておりますのでご了承ください。なお、この情報は、留学生在留資格管理の目的以外には利用いたしません。